

根室市内部公益通報の処理に関する要綱

第1章 総則

(目的)

**第1条** この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、職員等が根室市（以下「市」という。）に対して行う公益通報の適切な処理のために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、もって市政の適法かつ公正な運営と住民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 根室市職員 市の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 根室市職員
  - イ 市が出資する団体の役員及び従業員
  - ウ 市から業務を受託し、又は請け負った事業者の役員及び従業員
  - エ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者
  - オ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき市の業務に従事している者
  - カ アからオまでに掲げる者であった者（当該職を退いた日の翌日から起算して1年を経過していない日にある者に限る。）
- (3) 内部公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市の事務事業（前号ウの委託業務及び同号エの公の施設の管理に関する業務を含む。）の執行に関し次に掲げる事実（以下「内部通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市に通報することをいう。
  - ア 公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実
  - イ 条例又は規則に違反した者に対する罰又は過料の理由とされている事実
  - ウ 条例又は規則に基づく処分に違反することが前イに掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が条例又は規則に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む）
- (4) 通報等 内部通報対象事実が生じ、又はまさにとしていると思料して、市に対して、その

旨を知らせる行為又は相談する行為をいう。

(5) 内部通報者 内部公益通報をした職員等をいう。

## 第2章 体制の整備

(通報対応責任者)

**第3条** 市長は、内部公益通報に適切に対応するため、内部公益通報対応業務を統括し、次の各号に掲げる業務を行う通報対応責任者を置き、総務部長をもってこれに充てる。ただし、当該通報等の内容について、総務部長が第14条に定める利益相反関係を有する場合には、副市長をもって充て、これらのいずれもが利益相反関係を有する場合には、他の根室市職員の中から、適当とみられる者を指名してこれに充てる。

(1) 通報窓口を設置すること。

(2) 通報窓口になされた通報等について、必要な調査を実施すること。

(3) 前号の調査の結果、対象事案について内部通報対象事実の存在が認定された場合、是正措置の内容の検討及び実行を指揮すること。

(4) 公益通報者保護法及び市の内部公益通報に関する対応の体制について、職員等に対して必要な教育または周知を行うこと。

2 市長は、次の者を公益通報者保護法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「業務従事者」という。）に指定する。

(1) 通報対応責任者

(2) 通報窓口において受け付ける内部公益通報に関して、その公益通報対応業務を主体的に行う者及び当該業務の重要部分に関与する者であり、かつ、当該業務に関して内部通報者を特定させる事項を伝達される者

3 前項の指定は、書面によらなければならない。

(通報窓口の設置)

**第4条** 前条第1項第1号に規定する通報窓口は、次に掲げるところにより設置するものとする。

(1) 通報窓口担当者を置き、別表1に定める職員をもってこれに充てる。

(2) 通報窓口担当者は、通報等の受付及び記録の作成を行う。

(公益通報委員会)

**第5条** 第3条第1項第2号及び同第3号に規定する業務を適正に処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表2に掲げる委員で組織する。

3 委員会に委員長を置き、通報対応責任者をもって充てる。

4 委員会に副委員長を置き、総務課長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を

求めることができる。

7 委員会の庶務は、総務課において行う。

### 第3章 内部公益通報

(内部公益通報の方法)

**第6条** 通報窓口を利用しようとする職員等は、通報窓口担当者に対し、電話、電子メール、書面の授受又は面談により、次の事項を知らせ、又は相談することにより通報等を行うものとする。この場合において、当該通報等は、匿名で行うことができる。

(1) 内部通報対象事実の内容

(2) 内部通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料する理由

2 職員等は、上司に対しても通報等を行うことができる。この場合、当該通報を受けた上司は、慎重に内部通報者の意見を聴き、必要と認めるときは、通報窓口担当者に対し、内部通報者又は当該上司である者の名義で改めて通報等を行うものとする。

(受理)

**第7条** 通報窓口担当者は、通報窓口で通報等を受け付けたときは、次の対応を行う。ただし、内部通報者が説明を希望しない場合、説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(1) 内部通報者の氏名、連絡先及び内部通報対象事実の内容を把握すること（ただし、氏名については匿名による通報の場合を除く）。

(2) 内部通報者に対して正当な内部公益通報を行ったことを理由として不利益な取扱いが行われないこと及び内部通報に関する秘密は保持されることを説明すること。

(3) 内部通報受付後の手続の流れを説明すること。

2 前項の場合において、内部通報者が通報窓口への通報の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、通報窓口担当者は、速やかに内部通報者に対して通報を受け付けた旨を通知するよう努める。ただし、内部通報者の連絡先が不明な場合、内部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3 通報窓口担当者は、通報窓口で通報等を受け付けたときは、当該通報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを受理するものとする。

(1) 通報内容が内部通報対象事実該当しないことが明らかである場合

(2) 通報内容が第16条に規定する通報に該当するものであることが明らかである場合

(3) 過去に行われた同一通報者からの同一趣旨の通報であることが明らかである場合

(4) 是正措置を講ずることができないことが明らかである場合

4 通報窓口担当者は、通報窓口で受け付けた通報等を受理するか否かについて、業務従事者に助言を求めることができる。

5 通報窓口担当者は、通報窓口で受け付けた通報等を受理した場合は、受理した旨を、受理しな

い場合は受理しない旨及びその理由を、内部通報者に対し、遅滞なく通知する。ただし、内部通報者の連絡先が不明な場合、内部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

6 第2項及び前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。

7 通報窓口担当者は、通報窓口で受け付けた通報等を受理することを決定した場合は、速やかに、その旨及び通報の内容を委員会に、受理しないことを決定した場合はその旨及び理由を通報対応責任者に報告しなければならない。

(調査)

**第8条** 委員長は、前条第7項の規定に基づき通報等を受理する旨の報告があったときは、速やかに委員会を招集する。

2 委員会は、招集後、速やかに内部通報対象事実を調査する必要性を検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、内部通報者に対し、遅滞なく通知する。ただし、内部通報者の連絡先が不明な場合、内部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3 前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。

4 調査を行う場合は、委員会が当該内部通報対象事実の内容を踏まえ、調査を担当させることが適当と認められる者（以下「調査担当職員」という。）を選任し、必要な調査を行わせる。

5 調査担当職員は、原則として委員から選任するものとする。ただし、事案の内容等を踏まえ、他により適当な職員等がある場合には、当該職員等から選任することができる。

6 委員会及び調査担当職員は、調査の実施にあたっては、通報等に関する秘密を守り、内部通報者が特定されないよう十分に留意するとともに、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

7 職員等は、委員会又は調査担当職員から通報等に関する調査に協力を求められたときは、これに誠実に協力しなければならない。

8 委員会は、調査によって収集された証拠等を踏まえて内部通報対象事実の存否について認定、判断を行い、その結果を記載した報告書を作成する。

(是正措置等の上申等)

**第9条** 委員長は、前条に基づく調査の結果について、報告書を提出し、任命権者に報告するものとする。この場合において、内部通報対象事実が存在すると認められるときは、是正措置及び再発防止策を任命権者に上申するものとする。

2 市長以外の任命権者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかにその内容を市長に報告するものとする。

- 3 第1項の場合において、内部通報対象事実が存在しないと認めるときは、その旨を内部通報者に対し速やかに通知する。ただし、内部通報者の連絡先が不明な場合、内部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 4 前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。
- 5 委員会は、内部通報対応業務の終了後、内部通報者に対し、内部通報したことを理由とした不利益な取扱い等が行われていないか、適宜確認するものとする。ただし、内部通報者の連絡先が不明な場合、内部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。  
(是正措置等の実施)

**第10条** 任命権者は、前条第1項の規定に基づく上申を受けたときは、直ちに通報対応責任者に指示して是正措置及び再発防止策を講じさせなければならない。

- 2 前項の場合において、内部通報対象事実の内容が、任命権者、通報対応責任者又は内部公益通報対応業務に従事する管理職員が関与するものであるときは、当該是正措置及び再発防止策の実施について、あらかじめ顧問弁護士の助言を受けるものとする。
- 3 委員会は、実施した是正措置等の内容を、内部通報者に対し、速やかに通知する。ただし、内部通報者の連絡先が不明な場合、内部通報者が希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 4 前項の通知は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において行わなければならない。  
(処分等)

**第11条** 任命権者は、根室市職員が次の各号に掲げる場合に当たるときは、当該各号に掲げる者に対して、懲戒処分を含む相当の処分を下し、又は当該事案の重大性の程度に照らし、任命権者が相当と認める措置を講ずるものとする。

- (1) 第8条に基づく調査の結果、内部通報対象事実が明らかになった場合 当該内部通報対象事実に関与した者
- (2) 第12条の規定に違反して正当な理由なく範囲外共有を行い、又は秘密を漏らした場合 正当な理由なく範囲外共有を行い、又は秘密を漏らした者
- (3) 内部通報をした者を殊更に探索する行為を行った場合 当該内部通報をした者を探索した者
- (4) 第14条第2項の規定による報告をせずに、当該内部公益通報対応業務に関与した場合 当該関与した者
- (5) 第15条第1項に規定する不利益な取扱いを行った場合 当該不利益な取扱いを行った者
- (6) 第16条に規定する通報等を行った場合 当該通報等を行った者

#### 第4章 留意事項

(範囲外共有の禁止)

- 第12条** 内部公益通報に関する情報のうち、個人情報については、原則として、通報対応責任者、通報窓口担当者、委員会を構成する委員及び調査担当職員（以下「内部公益通報処理関与者」という。）に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。
- 2 第8条の規定に基づく調査により得られた情報のうち、調査協力者を特定させる事項については、原則として、内部公益通報処理関与者に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。
- 3 内部公益通報に関する情報のうち、前2項に掲げる事項以外の事項については、原則として、内部公益通報処理関与者及び第10条の規定に基づく是正措置等の実行に関わる者のうち、当該内部公益通報への対応のために必要な者に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。
- 4 内部公益通報処理関与者、第6条第2項の公益通報を受けた上司及び第8条第7項の規定に基づき調査に協力を依頼された職員等は、当該内部公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 通報対応責任者は、内部公益通報の対応において前各項に違反する事実が生じないように、必要に応じて、職員等に対して注意を喚起し、指導を行わなければならない。

(探索の禁止)

- 第13条** 職員等は、内部公益通報をした者の探索をしてはならない。
- 2 前項の規定は、内部通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できない等のやむを得ない場合に、当該内部公益通報に係る内部通報処理関与者が行うものに限り適用しない。

(利益相反の排除)

- 第14条** 内部通報処理関与者は、自らが当事者となっている案件その他利益相反関係を有する案件についての内部公益通報対応業務に関与してはならない。
- 2 内部通報処理関与者は、当該内部通報対象事実について、自らが前項に該当することが判明したときは、通報対応責任者又は委員長に対し、自らその報告及び説明を行った上、当該内部公益通報対応業務に関して任命された職の辞任を申し出なければならない。
- 3 通報対応責任者又は委員長は、内部通報処理関与者のうちに、第1項に該当する者がいることが判明したときは、速やかに、その者の当該内部公益通報対応業務に関して任命されている職を解かなければならない。

(通報者の保護)

- 第15条** 内部通報者に対しては、正当な内部公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。内部公益通報の調査に協力した者についても同様とする。
- 2 正当な内部公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた内部通報者及び内部公益通報の調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを受けた者は、その旨を通報対応責任者

及び通報窓口担当者に申し出ることができる。

- 3 第8条、第9条及び第10条の規定は、前項の規定による不利益な取扱いの申出があった場合の調査、是正措置等の上申及びその実施について準用する。この場合において、これらの規定中、「通報等」とあるのは「不利益な取扱いの申出」と、「内部通報者」とあるのは「不利益な取扱いの申出人」と、「内部通報対象事実」とあるのは「不利益な取扱いの事実」と読み替えるものとする。

(不正の目的による通報の禁止)

**第16条** 職員等は、不正の利益を得ること、他の職員等を誹謗中傷すること、第三者に損害を与えること等を目的とし、又は勤務条件その他の人事上の処遇への不満等を理由として通報等をしてはならない。

## 第5章 雑則

(内部公益通報以外の通報の取扱い)

**第17条** 市長及び通報対応責任者は、この要綱が定める内部公益通報以外の通報であっても、市政の適法かつ公正な運営のために必要があると認める範囲において、窓口担当者及び委員に対し、調査、是正措置その他適当な措置を命ずることができる。

(委任)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、内部公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 別表1 (第4条関係)

通報窓口担当者
総務部総務課長
総務部法務担当主幹
総務部総務課総務主査
上記の者のほか、必要に応じて市長が指名する職員

### 別表2 (第5条関係)

公益通報委員会委員
総務部長
総務部総務課長
総務部法務担当主幹
総務部総務課総務主査
上記の者のほか、必要に応じて市長が指名する職員